

**令和 6 年度新潟地方最低賃金審議会
第 4 回新潟県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	出席状況
令和 6 年 8 月 5 日 9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	公益 3 / 3 労働者側 2 / 3 使用者側 3 / 3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 最低賃金の改正について 冒頭、事務局より他局の審議状況について説明。その後、二者協議へ移行。冒頭、<ul style="list-style-type: none">・ 金額審議（二者協議）を実施するも、前回第3回専門部会で労使双方から行われた金額提示から金額の歩み寄りがなく、合意には至らなかった。・ その後、二者協議において、前回第3回専門部会で示した公益委員見解（案）に対して労使双方から意見を徴した上で、公益委員見解を確定。・ 公益委員見解を踏まえた専門部会報告（案）を作成し、全体会議において採決を実施。（前年度の最低賃金額を 5 4 円引上げ、9 8 5 円とする内容）・ 専門部会報告（案）に係る採決結果は、部会長を除き、公益及び労側委員（労側委員 1 名欠席）のすべてが賛成（公 2 ・ 労 2 4 票）、使用者側委員のすべてが反対（3 票）、過半数以上の賛成をもって、専門部会報告が可決された。 併せて、本日午後に開催する第 3 回新潟地方最低賃金審議会（本審）において専門部会報告を行うこととした。2 採決（専門部会報告） 賛成：4（公 2 ・ 労 2） 反対：3（使 3）3 答申の有無 無4 今後の見通し 専門部会報告（公益委員見解を含む）について、本日午後開催する第 3 回新潟地方最低賃金審議会（本審）へ報告し、本審において採決し結審する見込み。 <p>公開状況：傍聴人 4 名 報道関係者 1 社 3 名</p>	